

「平成26年 地方分権改革に関する提案募集」に対する提案項目(広島県分)

○ 国から都道府県へ移譲すべき事務・事業など

【事務・事業, 権限の移譲等】

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等
1	農地	4ヘクタールを超える農地転用の農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を都道府県知事へ移譲する。	農地法第4条第1項及び第5条第1項	○手続の簡素化による事務の迅速化 ○都道府県は審査能力を有している上, 県が行う場合と国が行う場合とで農地転用許可基準が変わるものではないことから, 見直しによる支障は生じない
2	農地	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	農地法附則第2	
3	産業振興	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	商工会議所法	○手続の窓口の一元化による申請者の負担軽減
4	雇用・労働	職業安定業務の都道府県への移譲	ハローワーク特区及び一体的取組を地方の提案に沿って速やかに進め, 移管可能性の検証を行い, 職業安定業務(職業紹介, 職業相談, 雇用保険等)を県へ移管する。	雇用対策法	○就職だけでなく必要な支援を身近な場所で提供(就職相談, 職業訓練, 職業紹介まで雇用に関する一環したサービス, 生活支援などのサービス(住居・生活・福祉等)) ○企業支援と雇用政策の一体化 ○学校教育との連携強化
5	環境・衛生	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲	水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業の認可・指導監督権限(給水人口が5万人を超えるもの)について, 都道府県知事へ移譲する。	水道法	○県への事業情報の一元化, 県と全水道事業体(市町)との連携による持続的な水道事業経営等の実現に向けた取組の推進 ○給水規模が異なっても認可事務の基準は同様であることから, 技術的な問題は生じない

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等
6	産業振興	中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の経済産業大臣の認定権限等の都道府県知事への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条	○迅速かつ実効性の高い施策展開 ○地域の中小企業のニーズに基づいたきめ細かな支援
7	産業振興	経済産業大臣の経営発達支援計画の認定権限の都道府県知事への移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正により新設される経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	改正後の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条 同法施行令第3条	○地域の実情を踏まえた計画の認定 ○本県では、各商工会議所の事業評価システムをH25年度から導入しており、目標達成に向けた方向性の統一が可能

【義務付け・関与の廃止・縮小】

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等
8	環境・衛生	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定・変更に係る環境大臣同意の廃止	国の定める総量削減基本方針に基づき都道府県知事が総量削減計画を策定・変更する際に義務付けられている環境大臣への同意協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	水質汚濁防止法第4条の3	○手続の簡素化による事務の迅速化 ○国が必要とする各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は大臣意見を聴取する制度とすることにより対応
9	環境・衛生	容器包装リサイクル法に基づく都道府県分別収集促進計画の策定の廃止	市町村分別収集計画に適合するよう都道府県が策定する都道府県分別収集促進計画の策定を廃止する。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条	○都道府県計画は、市町の分別収集量等を集約するものであり、策定意義に乏しい ○市町への技術的援助などは、本計画とは関係なく実施可能

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等
10	雇用・労働	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	○県(計画認定)及び国(助成金受給申請)それぞれに対する手続を国への手続に集約することによる申請者の負担軽減
11	雇用・労働	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項	○県(計画認定)及び国(助成金受給申請)それぞれに対する手続を国への手続に集約することによる申請者の負担軽減
12	産業振興	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項	○手続の簡素化による事務の迅速化 ○近隣市町村を含めた広域的調整は、実務上の調整により確保
13	土地利用 (農地除く)	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項	○手続の簡素化による事務の迅速化
14	土地利用 (農地除く)	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の廃止	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	国土利用計画法第9条第10項、第14項	○手続の簡素化による事務の迅速化 ○国が必要とする個別規制法の地域・区域における国の権限・関与(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)に係る事前調整は大臣意見を聴取する制度とすることにより対応
15	医療・福祉	児童福祉法に基づく保育所の保育士数に係る基準緩和	最低2人の保育士を置くこととされている認可保育所の人員配置の基準について、2人のうち1人については、保育士補助者的な者で可とするなど柔軟に対応できるよう基準を緩和する。	児童福祉法第45条第2項	○中山間地域等の保育所における入所人数の減少と保育士不足への対応

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等
16	産業振興	市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定を廃止する。	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手続の簡素化による事務の迅速化 ○ 市町村で手続が完結することによる市町村が中心となった地域の自主性を生かした中心市街地の活性化
17	土地利用 (農地除く)	区域区分に関する都市計画等に係る国土交通大臣への同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画等を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	都市計画法施行令第12条第1号及び第2号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手続の簡素化により、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に実施 ○ 国が必要とする都市計画的土地利用と農地保全を調整する仕組の保持は、都道府県内部で農政部局との調整を行うことで対応
18	農地	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手続の簡素化による事務の迅速化 ○ 基本方針に県の地域性・独自性が反映
19	農地	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手続の簡素化による事務の迅速化 ○ 法令に定められた基準に沿って計画策定することとされており、形式的な手続のため不要

○ 都道府県から基礎自治体へ移譲すべき事務・事業など

【事務・事業, 権限の移譲等】

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等
20	環境・衛生	麻薬取扱者に交付する免許に係る交付自治体の管轄区域外(国内全域)への有効化	現在交付自治体の管轄区域内のみ有効とされる麻薬取扱者に交付する免許について、交付自治体の管轄区域外(国内全域)で有効となるようにする。 【現状】 県免許:県内のみ有効 保健所設置市による免許:該当市内のみ有効	麻薬及び向精神薬取締法第3条	○麻薬取扱者の大部分を占める麻薬施用者が区域外の病院へ移った場合でも、新たな申請が不要 ○麻薬取扱者免許に係る事務について、住民に身近な保健所設置市へ移譲が促進され、立入検査等の監視指導や免許交付について迅速な対応が可能になるなど、住民サービスが向上
21	産業振興	特定工場の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定権の町への付与	特定工場の新設等の届出に係る緑地面積等の基準については、国の基準に基づくほか、都道府県または市は自らの条例で独自基準を定めることができるが、町には認められていないことから、必要に応じて条例で独自基準を定めることができるよう求める。	工場立地法第4条の2	○特定工場の新設等による影響を一番把握できる市町自らが基準を制定できるようになり、地域の実情に応じた対応が可能 ○町の判断による基準の緩和が可能となり、企業誘致につながる
22	産業振興	大規模小売店舗の届出に係る基準面積等の条例制定権の市町村への付与	大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の基準については、国の基準に基づくほか、都道府県の条例で独自基準を定めることができるが、市町村には認められていないことから、条例で独自基準を定めることができるよう求める。	大規模小売店舗立地法第3条第2項	○大規模小売店舗の出店による影響を一番把握できる市町村自らが基準を制定できるようになり、地域の実情に応じた対応が可能

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等
23	その他	屋外広告物法の改正による簡易除却等に係る権限の景観行政団体への一本化	<p>景観行政団体に指定されることにより、屋外広告物に係る禁止区域の設定、表示の制限、表示基準の設定が実施できるようになるが、違反した場合の簡易除却等については、都道府県の権限とされている。</p> <p>このため、現在は特例条例による移譲により簡易除却等を行えるようにしているが、景観行政団体の事務として実施できるよう法改正を求めるとともに、所要の財源措置を講ずるよう求める。</p>	屋外広告物法第7条、第8条、第28条	<p>○簡易除却等に係る権限の景観行政団体への一本化により、条例を制定する主体と簡易除却等実施権限を持つ主体の分離という不合理が解消</p> <p>○普通交付税等の財源措置がされることにより、安定的な財政運営に貢献</p>

【義務付け・関与の廃止・縮小】

番号	分野	提案項目	内容	根拠法	見込まれる効果等
24	医療・福祉	特別児童扶養手当事務に係る市町村への移譲	<p>特別児童扶養手当の受給資格の認定等の事務については、都道府県が実施することとされており、特例条例で市町に移譲した場合、国からの交付金が県にも市町にも交付されない仕組みとなっている。(政令市は第4次一括法により法定移譲予定)</p> <p>このため、現在本県では県から市町へ「事務委託」方式で対応しているが、特例条例で移譲した場合にも財源措置が講じられるよう制度改正を求める。</p>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	○特例条例による移譲とすることにより、「事務委託」という暫定的な対応が解消し、市町村の事務としての位置付けが明確化